

比嘉朝健「琉球歴代画家譜」の校異について(1)

喜納大作・倉成多郎・輝 広志

はじめに

「琉球歴代画家譜」は、比嘉朝健が複数の家譜から絵師関連の記述を抜き出し編集し、一九三五年に雑誌『美術研究』第四五号・四八号に発表した研究資料である。

比嘉朝健は、一八九八年生まれ。父・比嘉次良は当時有数の資産家で、沖縄広運株式会社の運営を通して尚順とも交流を持っていた。比嘉家は王府時代の絵師・佐渡山安健(毛長禧)の作品を多数所有するなど文化的にも恵まれた環境であり、さらに末吉安恭の影響を受け朝健は琉球美術研究を志す。一九二六年には上京し、東京帝大史料編纂所掛の立場で中央美術雑誌に多くの論考を発表した。一九四五年に奈良で病没。甥の山里永吉が奈良に赴きその死を確認した。「琉球歴代画家譜」は、同じく朝健が発表した「琉球歴代陶工家譜」(一九三六)とともに、沖縄美術工芸史を考える上で重要な資料であり、多くの研究者がその学恩に浴してきた。朝健自身は東京での活動期間が長く、沖縄で彼自身に関する研究は進んでいなかったが、近年ようやく粟国恭子から、朝健と末吉安恭・鎌倉芳太郎の交流を通して近代沖縄の芸術研究の様相が示された。^(注1) 今後、さらに研究が進むことが期待される。

本稿では、「琉球歴代画家譜(上)」に記載された家譜について、那覇市市民文化歴史博物館編『氏集 首里那覇』第五版(増補改訂版二〇〇八年一〇月)をもとに、那覇市歴史博物館が所蔵する複製本の有無を確認し、確認できるものについてはこれを校異に使用した。那覇市歴史博物館が所蔵するものについ

て校異をおこない脚注に示した。再録するに際し、「繪」「畫」「國」などの旧漢字は、文意を損なわない程度で現行の漢字表記に改めた。同誌では一行三十五字の二段組で掲載されており、本稿でも同様の体裁とした。また、『美術研究』編集部と比嘉朝健自身による解説文も合わせて掲載している。比嘉朝健による注釈が付されていたが、その注釈は「原注」として通し番号に改めて文中に記載した。

なお、「琉球歴代画家譜(下)」については次号紀要に掲載する。

「嘘姓家譜」について

今回、二〇〇九年に那覇市歴史博物館が収蔵した「嘘姓家譜」を校異に用いた。本家譜については仲村顕による報告と考察^(注2)があり、その成果は二〇〇九年に開催された「琉球絵画展」(主催 沖縄文化の杜)に反映された。^(注3) 特に、近年「嘘自謙」等と表記され、「嘘」姓と思われるが「嘘」姓であると特定されたことの意味は大きい。『氏集』においても、また比嘉朝健・鎌倉芳太郎の引用においても、いずれも「嘘」を使用しており、戦前までは正しく認識されていたことが分かる。戦後のある時期、おそらく活字の関係だろうか、「嘘」に変わり、原本が確認されなかったため、そのまま定着したと考えられる。二〇〇九年に仲村顕の尽力で再度正しい表記に改まった。今回の「嘘」の表記は、比嘉朝健による原本のままである。

『美術研究』昭和十年九月第四年第九号 第四十五号 掲載
以下・本文

研究資料 琉球歴代画家譜 上 比嘉朝健

琉球歴代画家譜は同地出身の比嘉朝健氏が本誌に寄せたもので、本朝の正系

画史には稍々縁遠いものであるが、殷元良其他まゝ画跡の内地に流伝する画師もあつて、また一種の資料たるに恥ぢないものであるから、こゝに採録することとした。(編集部)

琉球に於ては士分の位家に、王城の系図座から下賜される系図があつて、其の記録は逐一系図座の査検後、登録されるのである。是れは王子家より普通の士家迄、皆同様で、此処に掲記する画家の家譜は、何れも彼等子孫所藏の家譜より抄録せるもの、たゞ自了に就いては幸に中山詩文集録する所の自了伝があるから、併せて是れをも収録することとした。従つて以下の抄録は此の自了伝一篇を除いては、全部系図の書式を襲つて、其のまゝに抜書したものであるが、今読者便宜の為に、難読な琉球人名には、フリカナを附し、また特殊な用語に簡略な註解を各項末尾に附する事にした。

尚是等の系図にある如く、琉球の画家は、王城の絵子職の絵師であつて、「為絵師」とあるのが其れである。琉球の士族には、二大別あつて、先祖代々の士族家を、里之子位、平民の出世士族家を、筑登之位、として呼称して居たのである。故に系図にある、里之子、筑登之、又は里之子親雲上、筑登之親雲上とあるのは、其の家柄出身を示して居る訳である。右両士族の男子で、地頭所を賜り、四十歳を過ぎた者を、親雲上と云ひ、王子の長男長孫は総べて此れを、按司と云ひ、貴族階級たる総地頭家及び脇地頭家の長男長孫は、親方と呼称された。但し親方も四十歳以上にして、紫冠を賜つた者に云つたのである。然して是等の俗称は、其の各人の有する位階名として呼ばれたものであつた。

一 自了

〔欽姓家譜〕

四世清豊 自了(自了)童名眞龍 唐名欽可聖 行一(原注)萬曆四十二年甲寅十月十八日

生

父清信 城間親雲上

母馬氏思戸(正六)

自了之為人始生口唯(正七)父母以為廢人不教讀書一日同里中兒登山見一羊從高巖墜下不死自了凝眸而思默所以不死者良久忽大悟遂飛身下岩衆大驚以為必死下山視之無恙也其弟借鄰人書置案頭自了翻閱畢弟持去自了索筆疾書始末無一字錯落喜臨池学帖筆如龍蛇得王右軍遺意善鑄印章刻画古朴秦漢之風(正八)尤工丹青凡古人墨跡摹倣逼肖雜之古画中無有能弁之者後乃以善画得名

尚豐王世代(正九)

崇禎年間冊使行人杜三策至中山王出自了画索留題杜公大加賞比之顧虎頭王摩詰以為近代無有也迄今画流伝国中人得之如獲重宝

尚賢王世代(正十)

崇禎十六年癸未為慶賀將軍家綱公降誕(正十一)奉使尚氏金武王子朝貞赴江戸之時以自了絵三図令看于絵師藤原安信將美之別賜贊文見左

珠氏(原注)自了画啓三図筆力清爽絶言彼手之可及上工若在于本邦我友之

甲申八月 日 藤原狩野安信(印)

順治元年甲申十月十八日不祿享年三十一

(比嘉朝健による原注)

(原注一) 行一は長男の意、以下次男三男に下るに依じて行二・行三を以て称する。

(原注二) 自了は家譜によれば欽姓とあるが、こゝに珠氏自了と云々とあり、また画跡に押捺せる印文には「珠氏之印」とある。今是れを明かにしない。

〔程順則編中山詩文集〕

中山自了伝

自了者中山人始生口啞父母以為廢人不教以讀書八歳時以手指天日向其父欲有問 閩陳元輔昌其著

自了者中山人始生口啞父母以為廢人不教以讀書八歳時以手指天日向其父欲有問

状父以為啞子故態不之答乃登海山絕頂觀日所自出処晨往暮歸如是者月余忽鼓掌大笑似有得夫天地施軀日月升沉之理而快意焉自是遇一事見一物必窮晝夜思索務得其故而後已類如此其兄學鎗棒法自了從旁窺觀盡得其妙後兄於庭中試其技自了見之冷然而笑兄怒曰汝以我有破綻歟或者汝能之乎自了持棒下庭盤旋飛舞勢如矯夭游龍操縱靡不如法其兄始慙服不敢言一日同里中兒登山見一羊從高巖墜下不死自了凝眸而思默想所不死之故者良久忽然大悟遂飛身下岩衆大驚以為必死下山視之無恙也其弟借隣人書置案頭自了翻閱畢弟持去自了索筆疾書始末無一字錯落喜臨池学帖筆如龍蛇得王右軍遺意善鏤印章刻画古朴有秦漢風尤工丹青凡古人墨跡模倣逼肖雜之古画中無有能弁之者後乃以善画得名中山王聞之召入内廷命画凡山水花竹翎毛筆筆入神王愛之常侍左右賜号曰自了崇禎年間册封行人杜三策至中山王出自了画索留題杜公大加賞比之顧虎頭王摩詰以為近代無有也迄今字画流伝国中得之如獲重宝年十八無疾而逝葬三日後塚開戸脫唯余空棺衣履異香繚繞不散余獨恨自了無文章伝也耳使其父教以讀書則古文詞詩歌必能追踪往哲不則天或假之以年閱歷久而聰明生未必無詞藻可觀也康熙戊辰春予下榻瓊河古馭国使梁本寧與其小阮得濟秀才為予言余奇其人異其事為之立伝枕山曰五官之於人欠一不可而自了獨以口唾致神悟何哉蓋耳目口鼻惟口之害最大自了豈以不得之於口者而得之於心耶不然何世之利口者多而会心者少也

一 李基昌

〔李姓家譜〕^(原注15)

三世喜俊 崎山親雲上 童名鶴松 唐名李基昌 行四天啓六年丙寅十月生

父 船越筑登之親雲上喜定^(原注14)

母 赤嶺東風平爾也女眞鶴^(原注13)

長男喜梢^(原注16)

長女眞鍋^(原注17)

^(原注17) 順治五年戊午九月朔日生始家班氏中
村柄子守久再嫁翰氏我喜屋筑登之光安

次男喜治^{別有家譜}

尚賢王世代

順治二年乙酉為琉球國中絵図自薩州絵師梁瀨清右門殿来于本国因奉旨師彼人学絵法也

尚質王世代

順治五年戊子為絵師御扶持米三斛賜^(原注18)

順治十年癸巳十一月叙筑登之座敷

順治十七年庚子奉旨為学絵六月到于麿府師内藤等甫伝授絵法康熙二年癸卯十

一月帰国

康熙二年癸卯十二月叙黄冠

康熙五年丙午八月十五日加賜御扶持米二斛^{都合五斛}

康熙六年丁未三月朔日任北谷間切伊佐地頭職^(原注14)

尚貞王世代

康熙十年辛亥十二月二十二日叙勢頭位

康熙十三年甲寅正月二十四日転任南風原間切崎山地頭職

康熙二十六年丁卯正月二十六日不禄六十二号春林^(原注15)

(比嘉朝健による原注)

(原注三) 爾也は百姓をすべて云ふ。

(原注四) 間切は往昔の琉球郡名。

(原注五) 号春林の如く歿年の後に記されて居る号称は法名を意味する。

編集者注

※ 以下の四世喜梢から六世喜安までは、「李姓家譜」には記載があるが、比嘉朝健による「琉球歴代画家譜」には未収録の絵師である。基本的な情報のみ掲載した。

四世喜梢崎山筑登之親雲上

童名眞牛唐名李以瑞行一順治二年乙酉十二月二十日生

康熙八年己酉為繪師賜御扶持方二斛五斗米一斛五

五世喜政崎山筑登之親雲上

童名思五良唐名李自茂行一康熙十三年甲寅五月十八日生

康熙四十二年癸未九月二十二日為繪師叙筑登之座敷

六世喜安崎山筑登之親雲上

童名眞三良唐名李得香行二康熙四十三年甲申六月十八日生

雍正三年乙巳四月二十八日奉命繪画因五月七日賞賜枚原貳束
雍正十年壬子二月十七日為繪師叙筑登之座敷

一 璉自謙

〔璉姓家譜〕(註20)

二世傳莫石嶺親雲上 童名眞徳 唐名璉自謙 行一順治十五年戊戌十月十八日生(註22)

父傳滿 古波藏筑登之親雲上(註23)
母無系(原注)眞牛(原注)

室平氏前當間重實女眞犬金

長女思戸康熙十九年庚申正月二十三日生

次女眞鍋康熙二十年辛酉十二月二十三日生

長男傳福
次男傳忠平氏山川筑登之親雲上季煥為嗣子

三女眞味津(註21) 康熙二十一年壬申三月二十日生

三男傳康隆氏賀數筑登之親雲上基休為嗣子

尚貞王世代
康熙十一年壬子十一月十二日結敬(原注七)

康熙十六年丁巳十月十日從東宮中城王子尚純公上紙一束拝領之也御鷹放牧志原捕之進上為褒賞也

康熙十七年戊午三月二十五日為繪師
康熙二十年辛酉七月十六日叙筑登之座敷

康熙二十二年癸亥十月十八日奉命為学繪隨從王舅毛氏池城親方安憲同十一月二十四日那霸開船同十二月五日入閩而贈賜副使林爺御屏風一双自同十二月十二日迄二十七日画松竹菊花山水翌年甲子師王調鼎謝天游孫億員学画留閩五年同二十六年丁卯五月十日帰国

本年五月奉命画墨絵山水中彩色山水二枚献上仕也(註25)
康熙二十七年戊辰九月奉命画御茶屋能仁堂壁也(註29)

本年十月二十日叙黄冠(註28)
本年十一月一日為繪師主取御扶持方五斛賜之也米斛三石雜石二斛(原注八)

康熙二十八年己巳四月從東宮中城王子尚純公米五斗拝領也 画花形為褒賞也
本年十二月国場翁主將有御婚嫁御衣裳下絵書之為褒賞米一石塩二俵炭一俵拝領也(原注九)

康熙三十年辛未自六月十二日迄同十月十日御書院御座絵書調為御褒賞同十一月十一日賜島下布二端米二斛(註30)

康熙三十一年壬申於円覚寺奉拜先王御後繪彩色並両御照堂絵自十二月二日迄

翌年六月二十五日書調為御褒賞賜上布三端

本年八月奉命先王九御前之御後繪奉写也

康熙三十二年癸酉五月從東宮中城王子尚純公賜島上布一端模面御鷹之形御褒賞也

本年十月十一日從尚純公島上布一端拜領之也御鷹之家並厩画書御褒賞也本年十二月二十七日於大美御殿首包之絵本書調為御褒美賜米一俵塩一俵

康熙三十三年甲戌正月從王世孫佐敷王子尚益公賜扇子二握白麻十帖

本年五月就公用繁多奉命移居于首里王府賜屋敷於大中邑為宅代賜錢參千貫

本年六月從尚益公賜扇子二握島上布一端奉画拜日天之御本尊絵御褒賞也

康熙三十四年乙亥正月十日從尚純公賜島上布一端模面御鷹之形御褒賞也

本年十二月七日任西原間切石嶺地頭職

康熙三十六年丁丑円覚寺仏殿之絵自四月二十三日迄同五月十八日書調姓名誌之

康熙三十七年戊寅十月送賜于福州布政司汪爺金屏風一双画松竹菊花山水彩色砂子相焉

康熙三十八年己卯十二月朔日叙勢頭座敷

康熙四十二年癸未五月十六日不禄享年四十六号自素

- (比嘉朝健による原注)
- (原注六) 無系
- (原注七) 結鼓髻は男子元服の意。
- (原注八) 主取は今日の長格に当る。
- (原注九) 翁主は王女。
- (原注十) 御後絵は歴代国王の肖像。
- (原注十一) 大美御殿は王子、王女の殿御。

(原注十二) 大中邑は現時の首里市内桃原町に当る。

一 璉以祚

〔璉姓家譜〕

三世傳福 石嶺親雲上 童名思徳 唐名璉以祚 行一康熙二十七年戊辰四月四日生

父傳莫 石嶺親雲上璉自謙

母平氏眞大金

室旬氏嘉敷筑登之親雲上由忠女思玉 乾隆二十六年辛巳九月十日卒壽七十五号自得

長女眞蒲戸 康熙四十四年乙酉十一月四日生乾隆二十一年丙子正月二十二日死享年五十二号知得

長男傳傲

次男傳富 童名思次良康熙五十年辛卯二月六日生雍正四年丙午四月十五日不禄享年十六号夢口

三男傳安 童名思五良康熙五十一年壬辰四月十四日生雍正五年丁未五月十日不禄享年十六号幻滅

四男傳憲

五男傳敦 童名思龜康熙五十五年丙申五月八日生雍正五年丁未六月二日不禄享年十二号慈愛

六男傳陳 童名思加那康熙五十七年戊戌十月十二日生雍正丁未七月二日不禄享年十号開眼

次女眞伊奴金 康熙五十八年己亥十一月八日生乾隆四十四年庚子正月十七日死壽六十二号春岳

三女眞鶴 康熙六十年辛丑九月二十七日生

四女思戸 雍正四年丙午六月六日生乾隆四十三年戊戌二月十九日死享年五十三号宗伯

繼室町端村新垣筑登之親雲上女眞加戸

七男傳邑

尚貞王世代

康熙四十一年九月二十五日結鼓髻

尚益王世代

康熙四十九年庚寅五月二十五日為絵師叙筑登之座敷

尚敬王世代

康熙五十七年戊戌二月十八日叙黄冠

本年十二月二十八日花形五卷書調献上故為御褒賞国分菘蓉三十結拝領也

雍正三年乙巳二月十六日奉命花鳥之繪十二枚山水之繪二枚書調献上焉故中

奉書乙束唐金扇子一笈小奉書二束拝領焉

雍正五年丁未五月十七日白唐紙一帖拝領焉

雍正六年戊申九月二十日叙勢頭座敷

雍正七年己酉三月十日竹之繪書筆二本拝領焉

本年八月朔日叙座敷

雍正十二年甲寅九月五日為絵師主取

乾隆三年戊午六月十二日御筆御碑文之御字為鋪写主取迄七月二十日告成此時奉行

向氏津霸親方朝盛楊氏嘉味田親方昌房乃以御筆御碑文之裏傳福等姓名記焉九月十一日再御筆御額

之縁絵様為調主取迄十月六日告成乃御額之裏以御筆傳福等姓名記焉此時奉行毛氏野村親方安察向氏摩文仁里之子親雲上朝理

同八日主上親臨内間御殿之傳福等隨駕建御碑文掛御額奉

安御枕礼畢傳福等蒙御宴且為功勞賞賜上布三疋還幸之時隨駕進城賜御通及盛

膳也

乾隆四年己未九月十六日於南風之御殿皇帝御拝領之御額御仕立之時絵師主取

被仰付同十二月五日迄相勤也于時奉行毛氏天願里之子親雲上同年十二月二十

五日為御褒美於下庫理上布一疋拝領焉其時又於番所御料理吸物恭賜之也

乾隆九年甲子七月二十日蒙褒賞賜米五石原是在絵師主取時奉憲令兼貝摺事由

是与其主取共議而新製白仁並用零碎貝以供国用其書左記

覚写

米五石

右者貝摺并沈金彫物勝手二而去々年来御献上之貝摺御道具御仕立之砌貝摺

主取相合相働サセ候処御献上物并諸御用物丈夫出来且石粉二而白仁仕書御用

相立且手延摺貝切多ク相廢レ候処何分クスレ貝ノ用相立候様二仕出置申候右
之通何篇氣ヲ付御為宜ク相働殊勝ノ至候間為褒美右通被成下度奉存候事

子七月二十日

乾隆十二年丁卯五月十二日卒寿六十号廓心

乾隆十四年己巳十二月二十七日江戸御献上貝摺御道具之類御仕立付絵師主取

貝摺主取取掛而入念依相調為御褒美追賜米一石五斗

(比嘉朝健による原注)

(原注十三) 内間御殿は尚家、祖尚円の旧跡。

(原注十四) こゝに皇帝とあるは清朝乾隆帝である。

編集者注

※以下の新参四世傳倅から新参八世傳賀までは、「(璉姓家譜)」には記載があるが、比嘉朝健による「琉球歴代画家譜」に未収録の絵師である。人物の基本的な情報と、絵師に任じられた際の記述のみを掲載した。

新参四世傳倅石嶺筑登之親雲上

童名思徳唐名璉以榮行一康熙四十八年己丑五月十六日生

雍正十三年乙卯二月二十八日為絵師叙筑登之

座敷

乾隆三年戊午九月十一日 御筆御額之縁絵様

為調加勢筆者迄十月六日告成此時奉行毛氏野村親方安察向氏

摩文仁里之子乃以 御筆御額之裏傳倅等姓名

記焉同八日 主上親臨内間御殿之時傳倅等隨

駕建御碑文掛御額奉安 御枕礼畢傳倅等蒙御宴

且為功勞賞賜上布一疋

乾隆四年己未九月十六日於南風之御殿從

皇帝御拝領之御額御仕立付御雇被仰付十二月五日迄相勤申候于時奉行毛氏天願里之子親雲上同年十二月二十五日為御褒美於下庫理上布一疋拝領之其時於御番所御料理御吸物被下之
乾隆十七年壬申十二月朔日為繪師

新參四世傳憲石嶺筑登之

童名眞蒲戸唐名璣以理行四康熙五十三年甲子四月十日生
乾隆十二年丁卯十二月二十五日為繪師

新參五世傳房石嶺筑登之親雲上

童名思德唐名璣永行一乾隆二年丁巳八月十八日生
乾隆二十五年庚辰十二月朔日為繪師叙筑登之座敷

乾隆二十九年甲申十二月朔日為繪師
乾隆三十五年庚寅十二月朔日為繪師
乾隆三十七年壬辰十二月朔日蒙 勤越之命其書左記

覺

繪師 石嶺筑登之

右者此節勤年数筈合代合仕管候処跡役可相勤人罷居不申候間今一諸勤越被仰付度旨貝摺奉行申出趣有之候間其通被仰付可被下度奉存候事
十二月朔日

乾隆三十九年甲午十二月朔日奉 勤越之命為

繪師叙黃冠

乾隆四十一年丙申十二月朔日奉 勤越之命其書左記
覺

繪師 石嶺筑登之

右者此節勤年数筈合代合仕管候処跡役可相勤人罷居不申候間今一諸勤越被仰付度旨貝摺奉行申出趣有之候間其通被仰付被下度奉存候事

申 十二月朔日

乾隆四十三年戊戌十二月朔日奉 勤越之命其書左記

覺

繪師 石嶺筑登之

右者此節勤年数筈合退役仕管候処跡役可相勤着罷居不申候間今一諸勤越被仰付度旨貝摺奉行申為趣有之候間其通被仰付度奉存候事

以上

戊 十二月朔日

乾隆四十六年辛丑七月十九日為繪師

乾隆四十八年癸卯十二月朔日為繪師

乾隆四十九年甲辰十二月朔日為繪師主取叙勢

頭座敷

新參七世傳堅

童名松金唐名璣通口行二嘉慶十二年丁卯九月十八日生

道光十二年壬辰十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

道光十六年丙申十二月朔日為絵師

道光十九年己亥十二月朔日為絵師

新参八世傳保

童名眞蒲戸唐名曉徳修行二道光十五年乙未十二月十四日生

咸豊三年癸丑十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

咸豊九年己未十二月朔日為絵師

同治元年壬戌十二月朔日為絵師

同治四年乙丑十二月二十七日為絵師

同治十三年甲戌十二月朔日為絵師叙黄冠

光緒四年戊寅十二月朔日為絵師主取

新参八世傳蕃

童名思龜唐名曉世德行一道光二十年庚子十二^ノ二十九日生

同治元年壬戌十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

新参八世傳賀

童名樽金唐名曉志義行二道光二十四年甲辰九月十日生

同治九年庚午十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

一 查秉信

〔查姓家譜〕^{〔社傳〕}

九世眞知 上原筑登之 童名眞蒲戸 唐名查秉信 行一康熙五年丙午正月三

十日生

父眞代 仲宗根親雲上查秉徳

母無系思戸

尚貞王世代

康熙十九年庚申八月二日結敬髻

康熙二十二年癸亥十月十八日奉命為学絵賜一身之飯米賦銀二十日随王舅毛氏

池城親方安憲同十一月二十四日那覇開船入閩初師王調鼎後師謝天佑孫億為師

之礼銀賜白銀一貫八百目而晉閩五年事了同二十六年丁卯六月帰国

康熙二十七年戊辰十月二十二日叙筑登之座敷

康熙二十八年己巳常令背父親之下知不肯教訓故從親類中訟公朝同五月十日貶

位配流于津堅島也

康熙二十八年己巳十月十八日蒙御免帰郷

康熙三十年辛未十二月朔日叙筑登之座敷

本年御書院御座絵自同六月迄十月依画認同十一月十一日為褒賞賜米三斛

康熙三十一年壬申自十二月二日翌年六月十二日迄兩御照堂御後絵奉拝為褒賞

同月二十五日上布二疋拝領焉

康熙三十三年甲戌三月十三日就自躰不如意請公事免許因為御合力賜鳩目錢三^{〔原注十五〕}

千貫文誠沐鴻恩家門之榮光也

康熙三十九年庚辰請乞王命為習絵事随進貢使毛氏伊野波親雲上盛忠将赴閩時

從尚貞尊君恩賜銀子五十目焼酎一壺鯉二連

康熙四十一年壬子六月自閩帰帆之時遭台風覆船不幸溺死享年三十七號夏林

〔比嘉朝健による原注〕

〔原注十五〕 鳩目錢とは琉球の鑄錢、極めて小さき六あき錢。

一 查王蚤

〔查姓家譜〕

九世眞秀 仲會根筑登之親雲上 童名眞山戸 唐名查王蚤 行一康熙十四年
乙丑九月十九日生

父眞代 查秉徳

母無系思戸 眞秀雖為妻父豊見城間切真玉橋村金城筑登之親雲上母同間切高安村儀保筑登之親雲上思戸眞代因無嗣子雍正六年戊申三月二十一日奏訟為嗣子

室小祿間切儀間村大嶺爾也女思龜 後離別

長女眞牛 康熙四十五年丙戌正月八日生乾隆二年丁巳三月二十五日死享年三十二号春岳

長男眞苗

繼室瓊氏石嶺親雲上傳莫女眞鍋 乾隆十五年庚午十二月二十日死寿七十一号仙岩

次男眞常

次女思戸 康熙五十五年丙申二月三日生忌日不伝

三女眞鶴 康熙六十年辛丑五月十二日生忌日不伝

四女眞伊奴金 雍正七年己酉十月三日生忌日不伝

尚貞王世代

康熙二十九年庚午八月十八日結敬髻

尚益王世代

康熙四十九年庚寅十月初六日為絵師叙筑登之座敷

尚敬王世代

康熙五十三年甲午六月十三日叙黄冠

雍正七年己酉六月十五日叙勢頭座敷

雍正十一年癸丑六月三日不祿享年五十六号了山

一 查盛勲

〔查姓家譜〕

十四世眞裕 仲會根筑登之 童名眞三良 唐名查盛勲 行三道光十一年辛卯

七月十九日生 因兄眞喜同眞友天亡同治三年九月請譜司為嫡子

父眞恩

母武氏眞牛

室毛氏奥間筑登之親雲上邑厚女眞蒲戸

長女眞牛 咸豐三年癸丑八月十六日生

長男眞實

次女眞鶴 咸豐九年己未二月二十五日生

次男眞輔

尚育王世代

道光二十五年乙巳二月十八日結敬髻

尚泰王世代

道光二十八年戊申十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

咸豐二年壬子十二月朔日為絵師

咸豐五年乙卯十二月朔日為絵師

咸豐八年戊午十二月朔日為絵師

咸豐十一年辛酉十二月朔日為絵師

同治三年甲子十二月六日為絵師

同治四年乙丑十二月朔日為鍛冶奉行筆者

一 吳師虔

〔吳姓家譜〕

九世宗季 山口親雲上 宗之字因国禁改保房因免許如本 童名思徳 唐名吳師虔 行一康熙十

一年壬子十一月三日生

父宗末 花城筑登之親雲上

母無系真滿

室向氏東風平按司朝臺女松金 康熙十七年戊午十月二十七日生乾隆十三年戊辰十一月十八日卒壽七十一号善思

長女真滿 康熙四十一年壬午八月十五日生

跡目宗實

尚貞王世代

康熙二十六年丁卯二月三日結敬髻

同三十年辛未九月二十九日為繪師賜俸米二石五斗

同三十八年己卯十二月朔日叙筑登之座敷

同四十二年癸未八月二十四日於御書院以向氏石嶺親雲上朝理跋書一卷秘書五

卷備上覽此時蒙詔陞黃冠

康熙四十二年癸未九月朔日加賜俸米五斗 都合三石五斗

同年同月二十四日奉旨者本國今無傳授之繪師而不足畫矣因茲使我到中華選師

学得圖畫來矣其礼物及賦銀自公庫扶持之也故同十一月七日才府顧氏久志親雲

上助辰附駕船那霸開洋漂着于海漂而翌年甲申三月二十九日至福州自四月五日

師於同州第一之繪師孫億同州第二之師順梁享及鄭大觀三子而到了亥四箇年伝

授秘法也三子見我筆力遂褒賞而遜賜給之跋書詩文一卷且秘伝書五卷卯形三十

二課也則免給也同四十六年丁亥七月三日才府向氏川平親雲上朝叙駕一船開闔

湊同十九日歸國其伝書左記焉

夫繪畫事聖人以之釋詩賢人以之悟札則畫之一技不可謂非文人学士之快意恰

情也因憶予少時讀書之暇常戲画沙堤作長川大林其波濤出沒高下遠近聊自得

耳然窃以為快意怡情尚不在乎此也及得一物儼若菱花予沾色喜即為磨洗去其

旧染而得新機明似月輪照耀清如雪碗通靈不覺恍然自悟爽然大快曰画沙布置

之工不若对影伝神之妙也於是工於写真趁筆揮毫得三絶之一淡粧濃扶效六法

之全故骨格奇一顧盼頭如掌上形神雖異一摸写尽在毫端不見墨跡而神色迥出

略施丹粉而氣韻如生此亦予之大快也懸之通都示諸大邑以告知音者庶知予之

得力於丹青其來有自是為序

尚

康熙丁亥花朝

越溪鐘璞書

吳子子敬中山之産也為人沉静簡默渾厚和平雅好筆墨自癸未冬航海抵閩甲申

春至三山受業於予凡繪事莫不精心致志以來至于其極故三歷寒暑黽勉勤學數

歲如一日茲夏返棹因四季翎毛花卉一卷歸呈其上余見其用筆精熟点染得法不

覺私自喜曰吳子進乎技矣誠不負余耳提面命之功也爰跋數語以識之

康熙丁亥蒲夏三山七十叟于峯道人孫億題於嵩山艸堂

吳君諱師虔字子敬別号雲谷

鄭虔唐人也善書善画能詩玄宗覽其書画大書其尾曰鄭虔三絶言其技芸超越于

人無可並肩者鄭虔後自称为老画師遂与杜甫李白交厚是以名馳天下吳君若能

師鄭虔之才遊公相之門頭名中山所必然也虔敬也字曰子敬則名与実符且視富

貴如浮雲等靈口而若谷贈以雲谷誰曰不可宜

邦江竺二指鐘筠梓首

康熙四十七年戊子二月二十九日蒙免許從泉崎村遷居于王府崎山村

尚益王世代

康熙四十九年庚寅十月六日為繪師主取叙勢頭座敷任令婦仁間切仲宗根地頭職

尚敬王世代

康熙五十四年乙未春自内府様花鳥之画 調于地絹 為御用由是自琉球御取次役就三

司官而告下之也于茲蒙令旨者内府様者京都近衛撰政之御事無拋御人躰也然則

為琉球之給勢天下尽可知矣若於不能者外聞之所不宜也可能書達焉也於是是我

致心書写之而同年之夏上薩州也是予雖不敏蒙国恩而善学絵画故也自是以下諸

用等效焉同年之冬同肝付主殿様御用三幅对中岩牡丹左白梅右紅梅調于地絹也

因島津備前様御用花鳥画調于地絹也奉旨如右而於明年丙申春上之也

康熙五十五年丙申春島津内膳様御用花鳥画一幅調地絹奉令如右而於同年之夏

上也

同年十一月十七日轉任知念間切山口地頭職

同五十六年乙酉御照堂御後繪皆改作御掛物由是十一月二十二日起事而明年四月二十三日告成

同五十七年戊戌二月十八日叙座敷

同五十八年己亥春自御勝手方相良權大夫殿御取次琉球繪

物一幅佛桑花橫物一幅鷄頭赤花豎物一幅原筆也綵而調琉球絹也奉旨如右而上於同年之夏

同六十年辛丑正月朔日夜圓覺寺有災上此時御寺御物釈迦涅槃像御本尊燒失之因茲於天王寺正月二十日起事而至二月十日告成也般若御本像十六善神二月十三日起事至三月十一日告成也雲龍二枚三月十四日起事而至同十七日告成也出山釈迦繪一枚四月五日起事而至同七日告成也尚豐王尚賢王御後繪四月十三日起事而至六月六日告成也因茲為御硯水賜御神酒御浸物自奉行至筆者繪師頂戴之也

雍正元年癸卯五月二十二日於御書院從聖上賜中奉書一束扇子一箱
同二年甲辰七月三日從聖上蒙賜小奉書一束因分多葉粉二斤
同三年乙巳二月十六日於御書院聖上賜中奉書一束唐金扇子二箱同年四月二十六日於同所從聖上賜朱印肉八十目同年五月七日於同所從聖上賜小奉書二束扇子一箱同年六月十五日於奧御書院從聖上賜朱砂朱墨二挺同年十二月二十七日從聖上賜金入扇子一箱三本入也
同二十八日從聖上賜紫極龍光墨一挺
同四年丙午九月二十九日從聖上賜白唐紙一帖同年十月五日從聖上賜鳳尾茶十七結朱印肉調方於唐伝授因是雍正四年丙午奉憲令調方全成而齊焉于時御書付左記

朱印肉之儀此程唐江御詔御用相達候処其方調方被仰渡御試被成候処成程御用

相立候依之及上聞向後御詔被召留候間御用之節者随分入念可被相調候尤其方

一人相嗜候迄二而八御用支毛可罷成候條氣量之人見合致伝授其首尾可被申出候此旨可申渡由御差図二而候 以上

富名腰親雲上

武村親雲上

山口親雲上

雍正四年丙午之年朱印肉並白仁之調法氣量之人江可為伝授旨因蒙令吳氏座間味筑登之保考同氏山口子保經兩員為伝法同年九月十二日以書付首尾方申上也其書左記

覺

朱印肉

白仁

右調法之儀先年唐滞在之砌伝授仕来候付為御試調合被仰付差上候処御用二相立向後御詔之儀御召留私江調方被仰付候間猶以入念御用向相調通被仰付奉得其意候且又私一人之嗜迄二而者御用支毛可罷成候間相心之人見合為伝授首尾可申上旨奉得其意弟座間味筑登之二男孫山口子兩人江為伝授置申候右之趣御披露奉願候 以上

未九月十二日

山口親雲上

雍正五年丁未閏三月十八日從聖上賜扇子一箱白唐紙一帖

同七年己酉四月朔日從聖上賜蘭書筆一對竹書筆

同八年庚戌十月八日轉任勝連間切神屋地頭職

乾隆八年癸亥二月二日卒寿七十二号天縱翌日葬礼時從聖上祭賜御香五本御玉(原注下)

貫

(比嘉朝健による原注)

(原注十六) 内府様は近衛家熙即ち豫楽院。

(原注十七) 琉球御取次役は薩州に置かれ、琉球関係に携はる役人を云ふ。

(原注十八) 三司官は琉球の大臣に当る。

(原注十九) テイコは梯梧、四月葉落ちて紅花を着ける琉球特有の樹木。

(原注二十) 御玉貫は南京玉を以て巻きたる錫の酒器。

1 粟国恭子「近代沖繩の芸術研究②―鎌倉芳太郎と比嘉朝健・琉球芸術研究の光と影―」

『沖繩県立芸術大学附属研究所紀要第二〇号』二〇〇八年三月三二日発行

2 仲村頭「伝世された家譜(上・下)」「沖繩タイムズ」二〇〇九年七月二八・二九日

仲村頭「琉球絵画」人名事典『琉球絵画展』図録 二〇〇九年七月

3 『琉球絵画展』二〇〇九年七月十八日―八月三十日(主催・沖繩文化の杜/沖繩県立博

物館・美術館)及び、同展図録

4 本稿では『大宗 欽姓系図』(氏集 六・二八四三)那覇市歴史博物館所蔵複製本を校

異に使用。米軍で用いられた記録用野紙に筆写されたものとみられ、中表紙に「一九四

七年 昭和二年丁亥二月 吉日写之」とあり原本は個人蔵。比嘉朝健が戦前確認した

家譜とは体裁も異なる後世の「写本」ではあるが、戦後すぐに筆写された貴重な家譜の

「写本」といえよう。なお『氏集』の「地系図落冊之扣」の六番に「欽氏 濱元里之子

親雲上」とある。

5 前掲『大宗 欽姓系図』では、一行目の名前の下は、「号自了図通大居士」とある。

6 前掲『大宗 欽姓系図』では、「思乙」とある。

7 前掲『大宗 欽姓系図』では、「自了之為人也始生口唾」とある。

8 前掲『大宗 欽姓系図』では、「有秦漢風」とある。

9 前掲『大宗 欽姓系図』では、記載なし。

10 前掲『大宗 欽姓系図』では、「中山 王出自了索画索留」とある。

11 前掲『大宗 欽姓系図』では、記載なし。

12 前掲『大宗 欽姓系図』では、「將軍家綱公降奉」とある

13 本稿では『李姓家譜 支流』(氏集 二〇―二四七六)那覇市歴史博物館所蔵複製本を

校異に使用。世系図に「首里之印」が押されたもので、原本は個人蔵。なお『氏集』の

二十番に「元祖古波倉筑登之親雲上喜廣長子船越筑登之親雲上喜定支流四子李基昌輪親

雲上喜俊 李氏 船越筑登之喜俊
崎山里之子親雲上」とある。李基昌は那覇士族の家系を出自とする絵師。

14 参照した『李姓家譜 支流』(氏集 二〇―二四七六)には、「父古波倉筑登之親雲上

喜廣長男船越筑登之親雲上喜定 萬曆元年癸酉正月七日生崇禎十四年
辛巳八月十一日不禄寿六十九號松岳」とあり。

15 前掲『李姓家譜 支流』では、「母赤頭東風平尔也女眞鶴號清定」とあり。

16 前掲『李姓家譜 支流』では、長男の記述の前に「室眞加戸」の記述あり。

17 前掲『李姓家譜 支流』では、「長女眞鍋 順治五年戊子九月初日生始嫁班口
村柄子守久再嫁餘氏我喜屋筑登之光安」あり

18 前掲『李姓家譜 支流』では、「順治五年戊子為絵師賜御扶持米三斛」とあり。

19 前掲『李姓家譜 支流』では、「順治十七年庚子奉 旨為学絵六月到于寛府師内藤等甫

伝授絵法康熙二年癸卯十一月帰国」とあり、衍字。

20 本稿では『瓊姓家譜』(氏集 一一―一三五二)那覇市歴史博物館所蔵複製本を校異に使

用。世系図に「首里王府」の印がみられず、「写本」であると考えられる。また、「琉球

歴代画家譜」所収の『瓊姓家譜』と比較すると互いに欠落している部分があることから、

少なくとも比嘉朝健が参照したのは本稿で校異に用いた『瓊姓家譜』ではないことがわ

かる。

21 前掲『瓊姓家譜』では、「新参二世傳莫」。以下長男傳福、次男傳忠、三男傳康にも「新

参」がつく。

22 前掲『瓊姓家譜』では、「十月十八日生」の記述なし。ただし、後世のペン書きで「十

月十八日」の記述あり。

23 前掲『瓊姓家譜』では、「古波蔵筑登之親雲上」の記述なし。

- 24 前掲『璉姓家譜』では、「三女眞味津」が記載されていない。
- 25 前掲『璉姓家譜』では、「随」が欠。
- 26 前掲『璉姓家譜』では、「迄同二十七日」とあり。
- 27 前掲『璉姓家譜』では、「二枚献」が欠。
- 28 前掲『璉姓家譜』では、「仕也」の記述がなく、次の行に「年戊辰九月」が続く。
- 29 前掲『璉姓家譜』では、この一行の記載なし。
- 30 前掲『璉姓家譜』では、「十」が欠。
- 31 前掲『璉姓家譜』では、「賜御扶持方五斛」とあり。
- 32 前掲『璉姓家譜』では、「賜之也米斛三」が欠。
- 33 前掲『璉姓家譜』では、「書」が欠。
- 34 前掲『璉姓家譜』では、「島下」が欠。
- 35 前掲『璉姓家譜』では、「米三斛」とあり。
- 36 前掲『璉姓家譜』では、「彩色」が欠。
- 37 前掲『璉姓家譜』では、「本上布」とあり。
- 38 前掲『璉姓家譜』では、「奉写焉」とあり。
- 39 前掲『璉姓家譜』では、「賜島上」が欠。
- 40 前掲『璉姓家譜』では、「賜島上布」とあり。
- 41 前掲『璉姓家譜』では、「拝領之也」が欠。
- 42 前掲『璉姓家譜』では、「厩書画」とあり。
- 43 前掲『璉姓家譜』では、「御褒賞」とあり。
- 44 前掲『璉姓家譜』では、「拜日天之御本尊絵御褒賞也」が欠。
- 45 前掲『璉姓家譜』では、「上布一端模画御鷹之形御褒賞也」が欠。
- 46 「琉球歴代画家譜」では、「金屏風巻双」、前掲『璉姓家譜』では「金屏風」双」となっているが本稿では「巻」は「一」に統一した。
- 47 前掲『璉姓家譜』では、「相調焉」とあり。
- 48 前掲『璉姓家譜』では、「新参三世傳福」。以下、長男傳倅・次男傳富・三男傳安・四男傳憲・五男傳敦・六男傳陳・七男傳邑にも「新参」がつく。
- 49 前掲『璉姓家譜』では、「石嶺筑登之親雲上」。
- 50 前掲『璉姓家譜』では、「石嶺親雲上璉自謙」の記述なし。
- 51 前掲『璉姓家譜』では、「七十」が欠。
- 52 前掲『璉姓家譜』では、号は「知福」とあり。
- 53 前掲『璉姓家譜』では、号は「夢心」とあり。
- 54 前掲『璉姓家譜』では、没年は「雍正五年丁未」とあり。
- 55 前掲『璉姓家譜』では、没年は「二月十日」とあり。
- 56 前掲『璉姓家譜』では、「康熙四十一年壬午九月二十五日」とあり。
- 57 前掲『璉姓家譜』では、「拝領也」とあり。
- 58 前掲『璉姓家譜』では、「向氏摩文仁里之子親雲上朝里」とあり。
- 59 前掲『璉姓家譜』では、「内間御殿之時」とあり。
- 60 前掲『璉姓家譜』では、「随駕追城」とあり。
- 61 前掲『璉姓家譜』では、「從皇帝」とあり。
- 62 前掲『璉姓家譜』では、「相勸申候于時」とあり。
- 63 前掲『璉姓家譜』では、「焉」が欠。
- 64 前掲『璉姓家譜』では、「又」が欠。
- 65 前掲『璉姓家譜』では、「於御番所御料理御吸物被下之候」とあり。
- 66 前掲『璉姓家譜』では、「賞」が欠。
- 67 前掲『璉姓家譜』では、「兼理」とあり。
- 68 前掲『璉姓家譜』では、「碎」が欠。
- 69 「覚写」から「子七月二十日」の部分まで前掲『璉姓家譜』では、くずし字で記述されている。
- 70 前掲『璉姓家譜』では、「絵師主取石嶺筑登之親雲上」の記述あり。

- 71 前掲『璉姓家譜』では、「仕出」とあり。
- 72 前掲『璉姓家譜』では、「且手延摺貝切之多相靡り」とあり。
- 73 前掲『璉姓家譜』では、「あらごつき貝」とあり。
- 74 前掲『璉姓家譜』では、「用二相立」とあり。
- 75 前掲『璉姓家譜』では、「之」が欠。
- 76 前掲『璉姓家譜』では、「ク」が欠。
- 77 前掲『璉姓家譜』では、「至二候間」とあり。
- 78 前掲『璉姓家譜』では、「貝摺仮主取掛而」とあり。
- 79 前掲『璉姓家譜』では、「為御褒美米追賜者石五斗」とあり。
- 80 那覇市歴史博物館に家譜の所蔵なし。(氏集四一四四三に該当か?)
- 81 那覇市歴史博物館に家譜の所蔵なし。氏集でも該当する家譜を特定できなかつた。

きな・だいさく：那覇市歴史博物館学芸員

くらなり・たろう：那覇市立壺屋焼物博物館主任学芸員

てる・ひろし：那覇市歴史博物館古文書解説員